

基準緩和自動車の認定要領の一部改正に関する意見募集について

意見内容	国土交通省の考え方
<p>具体的に内容が示されていないので意見が行えない。 改正案の内容が作成されたら再度意見の公募を行っていただきたい。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。</p> <p>「特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業」については、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(平成17年12月2日閣議決定)により、構造改革特別区域において講じることが可能な規制の特例措置として、関係する告示及び通達に基づき、これまで基準緩和の認定による処分をおこなってきたところでありますが、今般、「構造改革特別区域基本方針の一部変更について」(令和4年10月7日閣議決定)において、当該特例制度を全国の港湾施設へ展開することが適当とされたことを踏まえて、特区外においても申請できる取り扱いとすることについて意見の公募をおこなわせていただきました。</p> <p>その他いただきましたご意見は、今後の行政の参考とさせていただきます。今後とも国土交通行政にご理解をいただけますよう、よろしくお願い致します。</p>